

平成25年第1回（2月）定例会

県央県南広域環境組合  
議会 会議録

平成25年 第1回 県央県南広域環境組合議会定例会会議録

平成25年2月4日 (1日間) 午前10時00分 開会

平成25年第1回県央県南広域環境組合議会定例会は、県央県南広域環境組合大会議室に招集された。

1 出席議員は、次のとおりである。

1 番	林田 勉	2 番	馬渡 光春	4 番	西口 雪夫
5 番	松永 隆志	6 番	田添 政継	7 番	笠井 良三
8 番	山口 喜久雄	9 番	上田 篤	11 番	小嶋 光明
12 番	町田 康則	13 番	並川 和則		

2 欠席議員

3 番 園田 智也      10 番 柴田 安宣

3 説明のために出席したものは、次のとおりである。

管 理 者	宮本 明雄	副管理者	古川 隆三郎	副管理者	金澤 秀三郎
副管理者	藤原 米幸	事務局長	松尾 博之	総務課長	中村 秀憲
施設課長	寺田 集施	総務課課長補佐	高木 謙次	施設課課長補佐	田中 金大
監査委員	山崎 黄洋				

4 議会事務のために出席した者は、次のとおりである。

書記長 宮崎 季之      書 記 濱崎 和也      書 記 吉田 将光

5 当日の議会に付議された案件は、次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名について

- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 一般質問
- 日程第4 議案第 1号 長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共  
団体の数の減少について  
議案第 2号 県央県南広域環境組合ごみ処理施設の設置及び  
管理に関する条例の一部を改正する条例  
議案第 3号 平成24年度県央県南広域環境組合一般会計補  
正予算（第4号）  
議案第 4号 平成25年度県央県南広域環境組合一般会計予  
算
- 日程第5 ガス化溶融改質方式の炉の有用性を研究する調査特別委員会調  
査報告について

**○議長（並川和則君）**

皆さん、おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから平成25年第1回県央県南広域環境組合議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は11名でございます。定足数に達しております。今期定例会に説明員の出席を求めましたので、ご報告いたします。

この際、議長より傍聴人の皆様をお願い申し上げます。

傍聴席入り口に掲示してあります組合議会傍聴規則のとおり、静粛に傍聴していただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。議会の進行を妨げるような行為は退場していただくこともありますので、ご協力方お願いいたします。

ここで、管理者より発言を求められておりますので、この際、これを許可いたします。管理者。

**○管理者（宮本明雄君）**

おはようございます。開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、ここに平成25年組合議会2月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、ご健勝にてご出席を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

初めに、新たに副管理者に就任されましたお二人を私からご紹介を申し上げます。

まず、島原市長の古川隆三郎さんでございます。

**○副管理者（古川隆三郎君）**

おはようございます。島原市長の古川隆三郎と申します。どうぞよろしくお願ひします。

**○管理者（宮本明雄君）**

次に、雲仙市長の金澤秀三郎さんでございます。

○副管理者（金澤秀三郎君）

どうぞよろしく願いいたします。

○管理者（宮本明雄君）

どうぞよろしく願い申し上げます。

さて、組合施設の稼働状況につきましてご報告を申し上げます。

県央県南クリーンセンターは、現在、おおむね1日当たり260t程度の順調な処理を継続しております。ピット内のごみ残量も少なくなりました。したがって、ごみ量調整等の目的で2月7日から18日までの11日間、炉の運転を休止する予定でございますので、この場をお借りいたしましてご報告を申し上げます。

なお、ごみの受入れにつきましては、従来どおり行う予定でございます。

次に、係争中の裁判についてでございます。

去る1月15日に第18回の弁論準備手続が開かれました。私どもの訴訟代理人によりますと、双方とも基本的な主張はおおむね終了し、裁判所による主張整理の段階に移ったとのことでした。次回は3月5日が予定されております。

平成20年9月の提訴以来、おおよそ4年半の長きにわたっておりますけれども、いずれにいたしましても、私どもは勝訴に向けて全力で取り組んでいるところでございます。

なお、平成25年度一般会計予算を初め、今議会に提出しております各案件につきましては、事務局より説明をいたさせますので、ご了承を賜りたいと存じます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（並川和則君）

本日の議事日程は、お手元に配付しております議事日程表により執り行いたいと思いますので、ご了承願いたいと思います。

それでは、日程第1「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。

会議規則第87条により、会議録署名議員に2番馬渡議員及び4番西口議員を指名いたします。

次に、日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

今期定例会の会期を2月4日、1日とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（並川和則君）

異議ありませんので、会期を本日1日と決定いたしました。

次に、日程第3「一般質問」に入ります。

この際、議長から特にお願いをいたします。

発言時間につきましては、申し合わせにより、時間内に終わるようにご協力をお願いしたいと思います。答弁につきましては、質問の趣旨をよくとらえていただき、簡明、的確な答弁をお願いいたします。

本日の一般質問及びその後の議案質疑等につきましては、全て自席のほうでお願いをいたします。

一般質問の発言順序については、通告順となっておりますので、まず初めに、7番の笠井議員。

#### ○7番（笠井良三君）

7番、諫早市から来ております笠井でございます。通告によりまして質問をいたします。

私は、この施設に関して、経費の削減について4年間にわたり調査をしまいでございます。私は、市議会のほうでも常にこの経費の削減について申し上げているわけでありまして、2年前からこの組合議員のほうに選出をされまして、ここに参っているわけでございます。

そういった関係で、私は、この組合の今後の運営についてやっぱりどう考えていくのか、そして瑕疵担保期間が終了するのが平成32年までだということでもありますのでね、この辺で、その後のことは組合が主体となって検討すべきだということで常に質問をしているところでございますが、早急にやはり検討体制を作り上げていただきたいというのが一点目でございます。

裁判の結果がどのようになっていくのかというような裁判待ちというような状況であるならば、これは将来どうなっていくのかなという懸念を持っておるわけです。そういった中で、やはり組合は組合の独自の今後の施策を考えるべきだ、そういうふうな考え方に立って私は質問を今日いたすわけがあります。どうか一問一答で通告により質問をいたしますので、よろしく願いいたします。

まず1番目、裁判の状況について。

今、管理者のほうから、一審判決の時期はいつかということで、先ほどの挨拶の中でありましたけれども、再度答弁をお願いしたいと思います。

#### ○事務局長（松尾博之君）

ただいまの判決の時期について、お答え申し上げます。

先ほど管理者が挨拶の中で申し上げましたとおり、現在、争点整理が行われておるものと考えております。時期について明確な裁判所からの示唆は現在あっておりません。裁判長が審議を尽くされたと判断して初めて終結する

ものでございますので、現在のところは明確な時期をここでお答えすることはできないような状況でございます。

ただ、裁判所による争点整理が行われるなど最終局面に入っていることは事実でございますので、そう遠くはない時期になるのではないかということを考えております。といいますのも、先般、1月15日の弁論準備手続において裁判長のほうから、原告、被告双方とも新たなる主張はないですねという確認をされ、双方の訴訟代理人から新たなる主張はありませんということで、反論はありますけれども、新たなる事実を主張するということは今後ありませんということを申し合わせましたので、最終局面に入っているのだというふうに判断をいたしておるところでございます。

以上です。

**○議長（並川和則君）**

笠井議員。

**○7番（笠井良三君）**

ただいまの説明で、今回は3月5日ということになりますかね。それまでには、これは裁判のことですので、私たちもとやかく言う筋合いのものではございませんが。

次に、裁判がこれ長期化していると私は判断しているんですよ。これは4年半ぐらい経ちますか、そういったことで、もっともっと長期化するんじゃないかと。そうした場合に、この組合としてどういう対応と問題点を考えられておられるのか、その点をお伺いいたします。

**○事務局長（松尾博之君）**

裁判が長期化した場合についてでございますけれども、平成20年9月30日にJFEエンジニアリング株式会社ほかを相手取り、債務不完全履行に基づく損害賠償請求、さらに、平成24年1月19日に議会の議決を受け拡張請求を現在行っております。提訴以来4年半が経過し、現在まで口頭弁論が12回、弁論準備手続が18回開催され、また、裁判長が3人も交代するも判決に至っていないのが現状でございます。

ご質問の長期化した場合でございますが、組合の本来の設置目的であるごみ処理施設の設置、管理及び運営に関する事務につきましては支障を及ぼすことはございませんが、裁判が長期化しますと新たな拡張請求の時期が迫ってまいります。これは、平成17年から3年間の損害賠償請求を平成20年に提訴し、さらに、平成20年度から3年間の拡張請求を平成23年度に行っています。つまり、平成22年度までは損害賠償請求をしておりますが、仮に裁判が長期化しますと、平成23年度から平成25年度までについて再度の拡張請求の時期が迫ってくるものと思っております。

また、この施設の建設と運営を委託している J F E エンジニアリング株式会社とは原告、被告の関係でございますので、判決が示されるまではなかなか本音の会話がしにくい状況と、それが続くものと事務局長としては個人的にはそのように思っております。

以上でございます。

○7番（笠井良三君）

長期化しますとね、非常に解決が難しくなってくるんじゃないかなと思っております。当然損害賠償の請求も追加をしなければならぬと、そういう認識はあられるようでありますのでね、ちゃんと考えておられますので、その点につきましては当然そのとおりに進んでいくものと、このように思っております。

次に参ります。

このクリーンセンターの焼却についてでございますね。現在の運転状況はどうかかなというのは私も質問に出しているんです。このことについても非常に良好であると、260t焼却しているという状況であるならば、これはもう本当にすばらしい焼却炉であろうと、このように思いますが、この件について、可燃ごみがどのくらい搬入されて、何日でどのくらい燃やしているのかというものをやはり私たちには具体的に示していただければなと、このように思っているんですよ。だから、状況についてはもう先ほど伺いましたんでね、4市それぞれの可燃ごみの状況、これどれくらい入ってきているのかというのを私は示していただきたいと思っております。

○事務局長（松尾博之君）

ただいまの4市それぞれの可燃ごみの状況についてお答え申し上げます。

平成23年度は4市全体で80,265tの可燃ごみが搬入されました。構成市別で申し上げますと、島原市17,455t、諫早市46,529t、雲仙市13,425t、南島原市2,856tとなっております。割合につきましては、島原市21.7%、諫早市58%、雲仙市16.7%、南島原市3.6%の結果となっております。

以上です。

○7番（笠井良三君）

トータルで八万幾らと申されましたかね。もう一遍ちょっと教えてください。

○事務局長（松尾博之君）

トータルで80,265t、平成23年度です。

以上です。

○7番（笠井良三君）

それでは、実態はよくわかりました。

そうしますと、260tずつずつといきますんでね、毎日入っている量というのはつかんでおられますか。

○事務局長（松尾博之君）

例えばの話ですけれども、平均すれば約220tになっております。ただし、今日の月曜日みたいな前日が休みとかなんとかはやはり二百七、八十tは入り、水曜日とか、そういった部分につきましてはやはり200tを切るような状況で、日々変動はございますけれども、平均すれば220t入ってきて、現在260t処理を行っているというのが現状でございます。

以上です。

○7番（笠井良三君）

はい、よくわかりました。

次なんですけれども、ごみの減量化ですね、これが私が見ているところによりますと、人口減の分が単純に減になっているんじゃないかというふうな状況を私見ているんですよ。毎年人口がずっと減っているんですよ。これはもう4市で1,000人ずつぐらいはずっと減ってきております。そういったことで、ごみは減るのが当然だと。特別な災害がない限りは減っていくわけですね。そういったことで、その辺の認識は私もしております。

そこで、4番目なんですけど、島原市の可燃ごみの搬入量の中で、やはり1人当たりの重量、これが抜き出ているんですよ。これはどうしても1人当たり360kgというようなところの数字でずっとしてありますんで、この理由は何なのかというのを私はやっぱり皆さんとも認識する必要もあるし、その辺についてちょっと説明していただだけませんか。

○事務局長（松尾博之君）

平成23年度の構成4市の市民1人当たりのごみ搬入量、先ほどトータルで申し上げた分を人口で割って1人当たりの量を算出した場合どうなるかというご質問と理解いたしております。構成4市の市民1人当たりのごみ搬入量が、島原市が年間361kg、1人の年間排出量ですね。諫早市が328kg、雲仙市が280kg、南島原市が226kgと、単純計算で割った場合、そのような値を把握いたしておるところでございます。

ただ、なぜ島原市が多いかということにつきまして担当課にお尋ねいたしましたところ、長年住民と合意形成を図ってきた収集形態が他市と異なるなどが考えられるが、今後は資源ごみの回収の強化などを図り、減量化に努めていきたいという回答を得ているところでございます。

以上です。

○7番（笠井良三君）



これまでの形態の違いということでもありますね。私は過去ずっといろんな調査の中でも、島原市はリレーセンターで集めておりますよね。そこでね、ほかの汚泥とか、このようなものは今でも入っているんですか、どうなんですか。その辺はつきりしてくださいよ。

**○事務局長（松尾博之君）**

ただいまの汚泥に特化したご質問の件についてお答え申し上げます。

汚泥につきましては、島原市のリレーセンターの設置場所に下水道が整備されていないために、合併処理浄化槽で車の洗いが終わった後の水を処理して海のほうに放流しているという状態は、発足以来、操業以来続いております。よって、そこに操業開始以降1年後ぐらいに合併処理浄化槽を設けて、その最終的な沈殿物といいますか、そういったものをこのクリーンセンターのほうに持ってきまして処理を行っているという状態はこれまでも続いていきますし、これからも続くものというふうに思っております。

以上です。

**○7番（笠井良三君）**

そこで使った水とか、洗浄水とか、そういったものだとおっしゃるわけですね。それはもうそれで理解いたしますけれども、余りにもやはり多過ぎると。これはもう島原市がどの水準が平均かと申しますとね、やっぱり1人当たり330kgですね、この辺が平均だと。これは全国的にそういうふうに言われている状況なんですよね。そういったことでいきますと、雲仙市さんとか南島原市さんですね、非常に低い位置にあられます。今後どういう水準になっていくのかというのはまだまだこれはわかりません。数字についてもずっと一定しておるわけですね、長年。そういったことでもありますのでね、この辺についてはもう少し今後組合として整理して検討していただきたい、このように思います。いかがですか。

**○事務局長（松尾博之君）**

ご意見をそのまま島原市のほうにお伝え申し上げたいというふうに考えています。

以上です。

**○7番（笠井良三君）**

次行きます。

今後のごみの減量化について、目標と考え方ということについてお考えがあるのか、どういう考えがあるのか、お伺いいたします。

**○事務局長（松尾博之君）**

今後のごみ減量化についてお答え申し上げます。

組合では、本施設建設に当たり、平成11年12月にごみ量の推計を行っ

ています。これによれば、平成26年度の1日当たりの焼却対象ごみ量は229.53tで、年間では83,778tと当時推計をしております。平成23年度の推計値は年間82,019tでございましたけれども、実績は先ほどから言っておるとおり、80,265tで目標を下回って推移しております。これとは別に、各構成市でそれぞれごみ処理基本計画を策定され、削減目標を設定し、ごみ全体の分別減量化や排出抑制に努力されていることと聞いております。組合といたしましても、クリーンセンターの経費節減を目的として、また、全体の経費削減を目的として、構成4市に対しましてさらなる減量化をお願いしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

**○7番（笠井良三君）**

一応そのような答弁で是非取組んでいただきたい、このように思います。その次です。

4市それぞれ事業系のごみ、家庭系のごみというのがあると思いますね。このことについて、諫早市搬入の事業系は毎日業者が来て持ってきております。私、もう平成22年の分で実績を調査しました。これはもう諫早の数字もちゃんとわかっております。他市の3市の分が事業系のごみがどうなっているのか、これはその点、これはもうその辺もいろんな要素があるわけですから、そういったものもはっきりつかんで、これは他市のことですからね、どうなっているのかなという調査ができていないのか、お伺いします。

**○事務局長（松尾博之君）**

ご質問の事業系ごみの実態についてお答え申し上げます。

4市それぞれの事業系ごみの搬入量でございますけれども、平成23年度実績で島原市が6,275t、諫早市が19,010t、雲仙市が4,889t、南島原市が620tという結果になっております。組合全体としての事業系可燃ごみの搬入量は、操業当初の平成17年度において32,174tありましたが、平成23年度は30,794tとなり、1,380t減少しております。事業系可燃ごみの削減も家庭系可燃ごみ同様、組合運営経費の削減のためには必要であると認識をいたしております。各市においても同様の認識でございますので、家庭系ごみと同じく、事業系ごみの減量化にも取組んでおられるものと考えているところでございます。

以上です。

**○7番（笠井良三君）**

これトータルで幾らになりますかね。

**○事務局長（松尾博之君）**

トータルで平成23年度が30,794t、平成17年度が32,174tでございます。「もう一回」の声あり)平成23年度で事業系のごみですね。「そうです」の声あり)平成23年度の事業系のごみは30,794t、平成17年度は32,174tでございます。「17年と23年を今」の声あり)

○7番(笠井良三君)

平成17年度は32,000tあったと。今、現在では30,794t。これは、今度の予算書を見ても幾らになっていますか。予算書の説明資料のところを見ても二万九千幾らですか、有料ごみ搬入見込み量二万九千何tですか、ほぼ近い数字ではありますよね。若干ちょっと違うなと見ているんですがね。

そうしますと、この事業系のごみはトンの6,000円近くでここに搬入されているということになっていますよね。

○事務局長(松尾博之君)

ただ、事業系ごみの中にも有料と無料がございます。無料は何かといえば、例えば火災で建物が燃えた、その廃材を持ってくるについてはもう無料とせざるを得ないと、そういった中身を含んでおります。

以上です。

○7番(笠井良三君)

はい、わかりました。

そしたら、幾らですか、300tぐらいのそういった無料の分が入っておると、あるということですかね。

それ何で事業系にそのごみを入れるんですか。

○事務局長(松尾博之君)

実は各市が持ち込む、たとえば諫早市役所でごみが発生します。そういったのも事業所ですので、あくまでも事業所系ごみと。ただいまご質問のあった火災のとは何で事業系かといえば、やはり燃えた後、消防団が片づけしますけれども、最終的には多分業者の方に依頼してここに持ってくると。それは、発生は火災のためであるものですから、とりあえず事業系として仕分けをし、無料で受け付けるという流れでございます。

以上です。

○7番(笠井良三君)

はい、それはもうそれでわかりますけど、そういう火事のものとかかなんとかは行政のほうで、事業系じゃないんじゃないのかなと、私はそういう思いがあるもんですから尋ねたわけですよ。そういうものも事業者が集めますね。そして、それはここに持ってくる時は無料だと。しかしながら、収集量は

各市のほうから行っているということですね。わかりました。

次行きます。

事業系のごみが諫早では19,000t、これはもう私も調べましたからね、ちゃんと入ってきていますよ。ほか島原は6,200tですか、雲仙市が4,800t、南島原については今のところ620tというふうなことで、この割合がどういうふうな割合になっているかといいますと、比率からいきますと、やっぱり他市のほうは若干諫早に比べれば事業系が少ないんじゃないかなという比率に思うんですが、ちょうどバランスとれていますかね。半分ぐらいなっていますかね、なっていますね、なっています。

それで、今後、この事業系のごみの減量化というのは、これはかなり大きいですよ。全体の中で30,000tあるわけですよ。そういったことで、事業者の方々のごみの減量が果たして進んでいるのか、進められているのか。これは先般、佐世保市なんか言っていましたね。事業系のごみは30%減らせと、減らすんだというて新聞にも載っていましたね。そういうふうにしてやっぱり取組んでいますね。その点どうですか。

#### ○事務局長（松尾博之君）

事業系のごみも含め、家庭系のごみも、減量化につきましては各市で十分に取組まれておるものと私としては確信いたしております。

以上です。

#### ○7番（笠井良三君）

取組まれているものと。しかし、なかなか減らないという現状です。

次行きます。

瑕疵担保期間が平成32年までということですよ。それが来ますと延命策なのか、建替えなのか、これはもう両方どっちかしかないわけでしょう。

そこでね、それはそこまで待っておって、延命しましょうというメーカーさんが言ってくればそれでいいんでしょうけど、いや、できませんよと言われた場合、どうします。いや、延命いたしませんという可能性はあるんじゃないですか。だから、そこで早急に検討すべきだと私は思っているんですよ、これを。だから、それは当然だということになっていますので、来年度是非これを立ち上げていただいて、独自で検討するというのを考えていただきたいと思いますが、どうですか。

#### ○管理者（宮本明雄君）

延命策と建替えの検討についてでございます。ご承知のとおり、施設の瑕疵担保期間は平成32年の3月までということになっております。15年間でございます。したがって、そのときまでに現施設の延命化または新たな施設を建設し完成をさせるという、いずれかを選択する必要があるという

ことでございます。従来から申し上げておりますけれども、延命化という言葉が適切かどうかちょっとわからないんですけれども、長寿命化という、15年以上経っても使える状態で使っていくということ、それから、そのためには改修工事が一定必要であろうというふうに思っております。その費用がどれくらいかかるのかと。そしてまた、その後の運転経費がどのようになっているのかという見込みを立てる必要がございます。それは通常、こういう施設の場合は15年間は瑕疵担保期間だから、それでも新しい炉に変えますよというのは、通常は、普通はあり得ないですね。普通はあと5年なり10年なり使って廃炉にするとか、そういうことが普通は行われます。例えば建物でもそうございまして、建物ですと、通常、木造の建物は25年とか24年とか、それくらいが償却の一定の期間ということになりますけれども、実際には35年も45年もというようなことがございまして、そういうためには、どちらを選択するかというものを判断するためには、そのための経費がどれくらい必要になるのかというのが必要になります。

平成32年ということになりますと、起債の償還というのを、確か12億円程度毎年やっていると思うんですけれども、それらがだんだんだんだん少なくなっていくと。今、ピークの状態できていますけれども、そういうものと費用との勘案、新しく造る場合に、新しく建設するということになると、その費用がどれくらいになるのかというのも必要になります。そういうことも必要なんですけれども、今、JFEと係争中であるということで、その資料を提示してくださいと私どもは申し出ておりますけれども、なかなかその資料を提示いただけないと。それは、JFEとしては係争中であるからということの理由で、そういう状況になっております。

だんだんだんだん期間は迫ってまいりますので、引き続きJFEに対しましての一定の弁論の手続が終わり、判決までには結審してから数か月かかるのが普通でございますから、主張が終わってしまえばいいんじゃないかという考え方もあると思いますので、引続きその資料提供をお願いしたいというふうに思っております。

また新たな施設ということになりますと、用地の問題もありましょうし、場所の問題もありましょうし、そう一定の期間が、そしてまた相当の費用が必要になるということになろうかと思えます。このことにつきましては、構成4市と十分にお話をし、それぞれの事情も平成14年の建設にかかったときから比べますと随分変わってきている部分もあろうかというふうに思えます。この施設が建設をするということが決定されました時期というのは、非常にダイオキシン問題というのがもう至上の命題のように言われていた時代でございます。そういったことも踏まえまして、適切に対応をしていく必要

があるというふうに思っておりますけれども、いずれにしても、時間がそうないというのは議員と同じ考えでございます。

以上です。

#### ○7番（笠井良三君）

時間がどんどん参りますんで、やはり裁判のかたわらで検討していくべきだと。両方どうするのかというのをね、やっぱり並行していくのがこれは環境関係の仕事の業務の中の一環だろうと思っておりますのでね、是非取組んでいただきたい、このように思います。

ここの施設が幾らで焼却しているんだというような推移も報告もあります。そういったことで、同じサーモセレクトでも徳島でやっているところとかはトン当たり3万幾ら掛かっているとか、そういう数字もあるわけでありまして、非常にその辺がどういう数字になっていくのかわからないわけですね。そういったこともありますので、やっぱりそういうのを踏まえて、ここを延命するにはどうなるのか、どのくらいでやっていくのか、例えば、建替えたらどうなるのかというのは是非してもらいたいと思うんです。やはりこのまま時間がなくなってしまうということはもう埋められませんので、取組んでいただきたいと思っております。

次に、この建替えについてはそれぞれ4市で考えるべきだ。それぞれ市の考え方は違うと思っておりますよ。諫早市としては、やはり50%以上の容量を持って、そして諫早市に建てたということもあって、これは好んでここに建てたわけでもあるまいし、中央のほうでどこかに建てておけばまだまだ経費も削減されておるんだ、このように思うんですよ。リレーセンターも必要だったのか。そういったものも、これも二億何千万円掛かっているわけですから、そういったことも含めて考えるべきだなど思うんです。そういったことで是非取組んでいただきたい。ここで、4市の考え方をということはもう申し上げませんが、検討していただきたいというふうに思います。

次行きます。

生ごみ堆肥化についてでございます。

その前に一つ、平成32年度の時点で各市のごみの量はどのようになっているか、事務局長調査しておられますか。

#### ○事務局長（松尾博之君）

平成32年度時点でのごみ搬入量の予測についてお答え申し上げます。

平成32年度の人口推計を構成4市に問い合わせいたしましたところ、島原市の推計人口が4万4,300人、諫早市の推計人口が14万2,526人、雲仙市の推計人口は4万1,473人、南島原市のうち、旧布津町及び旧深江町の人口は1万800人との回答を得ておるところで、合計いたしますと

23万9,099人になります。平成23年度と比較いたしまして、1万3,363人の減になるという答えをいただいているところでございます。よって、平成23年度の1人当たりの年間ごみ搬入量は平均すれば318kgになっておりますので、これを単純に先ほどの平成32年度の人口推計値を掛けますと約76,000tになります。平成23年度のごみ搬入量が80,265tと比較いたしますと、約4,200tの減となるのではないかと予測いたしておるところでございます。

以上です。

#### ○7番（笠井良三君）

全くそういう数字になると思います。当然その辺の数字になると。これはもう県のほうからの資料も出ておりますし、人口の推計も出ておりますから、はっきり私もつかんでおります。

そういうことで、この人口がずっと減ってくるわけですね。そして南島原市さんにおいてはまだ2町だけが参加していますから、あと入ってくるとしますとね、島原半島のほうでは南島原市のほうは人口も一番大きいんですよ。そういうことになってまいりますんでね、そうしますと、そこらがこっちに加入されるということになれば、当然計画当初の二十五、六万人というような数字に恐らくなってくると思います。これは南島原市のほうはまだ5万人近く人口があられますよ。ということで、キャパシティはそういった数字になってきます。そういったことも含んで検討もすべきだということで、当然その辺はもうわかっておられると思っております。

次に行きます。

生ごみ堆肥化についてでございます。

建替えにつきましても、延命についても、やはり生ごみの堆肥化、これは分別収集が難しい、それから、堆肥舎が難しい、いろいろ問題言われるんですね。やはり難しいことをやっていくのが我々の任務であろうというふうに思いますし、そこに幾らかのコストダウンができていけば、それに従って喜びも生まれるし、恐らくこれは行政的な発想も持っていただかなければいけないと思いますが、我々市民感情として、やっぱり燃やすだけでは意味がないと、油を使って、ガスを使って燃やすだけが能じゃないという考えに立っていただきたいと思うわけです。

そういったところで、生ごみが40%あるじゃないかというのがね、これはもう数字的に出されているじゃないですか。これはもう全国そうですよ。とんでもない重量ですよ。これがね、生ごみで堆肥化したらいい堆肥ができないとか、使えないとかというような、そういう議論の場じゃないんです。使えるようになるんです。だから、そのことについて、やはり各4市それぞれ

れでこれを取組んでいくんだという本当に方針を出していただければ、この延命策についても役立ちますし、建替えについても小さな施設でいいわけですね。せめて50,000tと30,000tになりますから、50,000tの焼却場を造ればいいわけですよ。そういったことで、その点考えられたことがあるのかないのか。事務局長、こういったことを考えられたことないですか。いかがですか。

#### ○事務局長（松尾博之君）

昨年4月に就任して以来、同じような質問をたびたび受けておりますので、現在の生ごみ堆肥化、全国の事例を見てみますと、やはり1万人前後の町といますか、村といますか、そういうキャパだったら、生ごみ堆肥化を全世帯の家庭の協力を受けてやっているところもございます。

ただ、この施設のようにかなり大規模な施設の場合は、やはり生ごみ堆肥舎につきましても大きなものが現実的に必要になってくるということも調べてみますとわかってきておりますので、今後ともやはり今、言われたように、構成市の中での生ごみ堆肥化を進められていっていただければなというふうに、事務局長就任以来、そのようには思っております。

以上です。

#### ○7番（笠井良三君）

小規模だったらできる、大規模だったら難しい、これはもうそういう考えはやめていただきたいですね。それは大きかろうが小さかろうができるはずですよ。小さいところができるんだったら、大きいところでできないという理由はないじゃないですか。その考えをおっしゃるからもう堆肥舎というのはできないですよ。堆肥舎を見てくださいよ。島原半島に行ってください。堆肥舎はもういっぱいありますよ。それで、油で燃やすよりもね、堆肥舎に補助しますよ、補助を。ここに一万二、三千元で燃やすよりも、もっと考えてくださいよ。そういったことで、ただでは誰もしませんよ、農業者も酪農者も。だから、その辺を考えたらどうですかと思うんですよ。そうしないと、燃やすだけが能じゃないじゃないかと。これは全国どこもやっていないですかね。やっているところはあるんです。諫早市、この県央地域は農業のまちですよ、農業のまち。基幹産業は農業のまちですよ。農業者は苦しんでいます。だから、発想をちょっと変えていただきたい。農業者は、堆肥は自分たちで処理せろ、何せろと言うような行政のやり方では、これはだめなんですよ。やっぱり行政が少し手助けをしてやって、それで、いい堆肥を使って、安い堆肥を農業に提供する、こういった事業を展開していただきたい。どうですか。宮本管理者、いかがでしょうか。

#### ○管理者（宮本明雄君）



ただいまのご質問ですけれども、農業の牛ふんとか、そういうもの、農業生産上生じる堆肥化されるようなふん尿類とか、わらとか、そういうものについては、それぞれの法律の中でそれぞれ適正に処理をするようになっておりまして、ここでその分と、ここで農業をされるものというのは生ごみの比率が多いじゃないかと、それをどう解消していくのかということになるかと思うんですけれども、それはそれぞれの市がそれぞれの施策の中で考えるべきことであって、ここで減ったほうがいいんですね、カロリー数も高くなりますし、減ったほうがいいんですけれども、ここで、先ほどの農業の論議と生ごみの論議は少し違うんじゃないかなというような思いをしております。

ただ、先ほどから炉の延命化といいますか、長寿命化の話とかがあっておりますけれども、いずれにいたしましても、裁判というものは裁判で行われています。これが平成32年になると、その起債等の償還の要するに負担というのはすごく減ってきます。そういう中で、どういう道を選択していくのか、また、今、南島原市は2町だけがこの組合に加入をさせていただいています。しかも、収集方式もリレーセンター経由のものと直接搬入されるもの、旧諫早市といいますか、今の新諫早市の中で旧森山町を除きますと、そこはリレーセンターじゃなくて、直接搬入をされています。そういうふうな特色もいろいろありまして、組合が設立されてから実際にここで焼却を始めましたのが平成17年と、それから8年経過するというようなこともありますんで、そういうものを全体的に論議する場合は必要じゃないかなというようなことも思いますけれども、何せ負担金とかなんとかに直接かかわる問題もありますんで、そう簡単にはいかないなという思いでございます。

以上です。

#### ○7番（笠井良三君）

簡単にはいかないということでございますので、私はこの4市おそろいの場で、おそろいのこの組合の場で皆さんに訴えているわけでありまして。そういったことで、諫早市だけが考えてみても、これはできないことということはもう十分承知いたしておるわけですから、その辺を幾らかでも経費削減されればと。そういう数字が出るはずですから、やっていただきたいなというふうに思っておるわけです。

雲仙市は今、現在、年間300tぐらいですか。これはもう300t今、堆肥化ずっとされているんですね。諫早市も分別収集していますから、燃やしていないのが堆肥化にやっているのがあるわけですね、二百七、八十tあるんじゃないかと思うんです。そして、そういった中でね、今後どういうふうになるのか。私、雲仙市の施設ももう建替えだとか、そういったことも聞いておりますよ。それで、どこにでも旧施設があるようです。これはもう南

島原のほうにも堆肥舎というのはあるんだとおっしゃいました。聞いております。そういったことで、いろんな方法で今、堆肥化の方法が進んでおりまして、昔と違って大分いい堆肥ができております。そういったことをとにかく取組んでいただきたいというふうに考えております。

どうか経費を下げると、経費を下げるということは、生ごみを4割削減ということで、まずこの負担を軽くしようじゃないかというのが私の考えでもありますので、4市でそれぞれご理解をいただいて、検討していただければというふうにお願いを申し上げまして、質問を終わります。

以上です。

**○議長（並川和則君）**

しばらく休憩いたします。11時5分再開します。

(午前10時55分 休憩)

(午前11時05分 再開)

**○議長（並川和則君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で通告された一般質問を全て終了いたしました。

次に、日程第4に入ります。

議案第1号「長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について」を議題といたします。

提案理由について、事務局の説明を求めます。事務局長。

**○事務局長（松尾博之君）**

議案第1号「長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について」ご説明申し上げます。

本案の内容につきましては、資料により説明いたしますので、本日配付しております議案第1号参考資料をご覧ください。

1に記載しておりますとおり、平成25年3月31日をもって松浦地区火葬場組合が解散することに伴い、長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数が減少することから、長崎縣市町村総合事務組合同規約の一部を改正する必要があるため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めようとするものでございます。

規約の変更の内容は、松浦地区火葬場組合の解散に伴い、同組合を長崎縣市町村総合事務組合を組織する団体から削除するものであります。

なお、変更後の規約は、平成25年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上で議案第1号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（並川和則君）

これより議案第1号に対する質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

（「なし」の声あり）

○議長（並川和則君）

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（並川和則君）

これをもって討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第1号は、これを原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（並川和則君）

異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第2号「県央県南広域環境組合ごみ処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由について、事務局の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（松尾博之君）

議案第2号「県央県南広域環境組合ごみ処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案の内容につきましては、資料により説明いたしますので、本日配付しました議案第2号参考資料をご覧ください。

1に記載しておりますとおり、平成23年8月30日に公布された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行おうとするものでございます。

法改正の内容は、2に記載しておりますとおり、市町村が設置する一般廃棄物処理施設に置かれる技術管理者の資格要件は、環境省令で定める基準を参酌して設置団体の条例で定めるものとされたこと、また、平成25年3月31日までの期間は経過措置が設けられたことです。

条例改正の内容を説明いたしますので、議案第2号及び議案第2号資料の新旧対照表も併せてご覧ください。

第1条は、廃掃法の略称規定を追加しようとするものでございます。

第7条及び第8条は、委任規定の前に、環境省令で定める基準と同内容とする技術管理者の資格要件の規定を追加しようとするものでございます。

最後に、本条例は、平成25年4月1日より施行しようとするものでござ

います。

以上で議案第2号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（並川和則君）**

これより議案第2号に対する質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。林田議員。

**○1番（林田 勉君）**

ちょっと確認という意味で、技術管理者の設置が義務づけられたということなんですけど、現在の状況と、現在足りている状況なのか、そこのご説明を一つだけお願いいたします。

**○事務局長（松尾博之君）**

本組合事務局には2名の技術管理者養成講習修了者が存在いたしております。施設課の課長補佐及び施設課運行係がこれに該当するものということでご理解いただければというふうに思っております。（「足りているんですか」の声あり）はい。

**○議長（並川和則君）**

ほかに。山口議員。

**○8番（山口喜久雄君）**

内閣府の地域主権戦略室の義務づけ、枠づけの見直しに関する地方独自の基準事例の14ページにあるんですけど、諫早市のことも言うたんですけど、一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格について、市長の指定する講習、一般財団法人日本環境衛生センターの研修を修了した者を追加するというのが一つの事例として載っておるんですけど、これで資料の3ページの11号のところ、「前号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者」というところがこの部分になるんでしょうけど、この条文を追加しようとは思われなかったということですね。もう要するに国のあれをそのまま準用しようとしたということですか。

**○事務局長（松尾博之君）**

ただいまのご発言のとおりでございます。

**○議長（並川和則君）**

ほかに。山口議員。

**○8番（山口喜久雄君）**

確認の意味ですけど、その廃棄物処理施設技術管理者というのを受けられている方が、この条文に入っている人が組合の中にいらっしゃるということが2名ということでもいいんですか。

**○総務課長（中村秀憲君）**

今、おっしゃったとおりでございます、現在のところ、それを修了した者が2名いるということでございます。

**○議長（並川和則君）**

ほかに。

（「なし」の声あり）

**○議長（並川和則君）**

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。討論のある方どうぞ。

（「なし」の声あり）

**○議長（並川和則君）**

これをもって討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第2号は、これを原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長（並川和則君）**

異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第3号「平成24年度県央県南広域環境組合一般会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

提案理由について、事務局の説明を求めます。事務局長。

**○事務局長（松尾博之君）**

議案第3号「平成24年度県央県南広域環境組合一般会計補正予算（第4号）」について説明申し上げます。

議案第3号の1ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ3万2,000円を追加するもので、補正後の予算総額は31億3,022万5,000円となり、前年度同期30億2,243万4,000円と比較しますと、額にして1億779万1,000円率にして3.6%の増となります。

補正の概要でございますが、資料により説明いたしますので、本日配付しました議案第3号参考資料、平成24年度補正予算（第4号）の概要をご覧ください。

組合が保有する基金の運用から生じる利息は、条例に基づき歳入歳出予算に計上し、それぞれ基金に編入いたしておりますが、平成24年度の用地取得基金にかかわる基金預入利率が予算編成時の暫定利率を上回ったことにより、所要の額を計上しようとするものです。

3、概要の用地取得基金の欄をご覧ください。

当初予算時の利率0.04%が0.08%となったことにより、予算措置額を上回った3万2,000円を追加計上して基金に積立てようとするものでございます。

以上で議案第3号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

**○議長（並川和則君）**

これより議案第3号に対する質疑に入ります。質疑のある方どうぞ。

（「なし」の声あり）

**○議長（並川和則君）**

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

（「なし」の声あり）

**○議長（並川和則君）**

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第3号は、これを原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長（並川和則君）**

異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第4号「平成25年度県央県南広域環境組合一般会計予算」を議題といたします。

提案理由について、事務局の説明を求めます。事務局長。

**○事務局長（松尾博之君）**

議案第4号「平成25年度県央県南広域環境組合一般会計予算」についてご説明申し上げます。

議案の1ページをご覧ください。

第1条に記載しておりますとおり、予算の総額を歳入歳出それぞれ30億5,529万3,000円にしようとするものでございます。

第2条は、同一款内における各項間の流用について定めたものでございます。

予算の概要につきましては、議案と同時にお送りいたしております議案第4号資料、一般会計当初予算の概要により、こちらのほうでご説明申し上げますので、この資料の1ページをお開きください。

平成25年度当初予算総額を前年度当初予算と比較いたしますと、6,101万円、率にして2%の減となります。

予算編成の考え方は、この1ページの2に記載しているとおりでございま

す。

2 ページをお開きください。

まず、歳入でございますが、費目ごとに前年度との比較をいたしております。そのうち、主なものにつきましてご説明申し上げます。

1 款は構成市からの分担金でございます。予算額 2 7 億円で、前年度と同額を計上しております。構成市ごとの分担金の明細につきましては、予算書のほうの 3 1 ページに掲載しております。

次に、2 款のうち、2 項手数料でございます。予算額 1 億 7, 5 0 0 万円で、前年度より 1 0 0 万円の増を見込み計上いたしております。これまでの実績を踏まえ、有料ごみの搬入量が若干増加するものと見込んだものでございます。

4 款財産収入は、予定金利の増による基金、預金利子額の増でございます。基金につきましては、後ほどご説明申し上げます。

6 款繰越金は、平成 2 4 年度の決算見込み等に基づき、前年度比 2 7. 3 % 減の 1 億 6, 4 9 4 万 2, 0 0 0 円を計上いたしております。

7 款諸収入でございます。余熱利用施設指定管理者から納付される水道料金や副産物売払収入のほか、実績より勘案して有価物及び余剰電力販売料金を前年度比 0. 1 % 増の 1, 5 2 9 万 5, 0 0 0 円を見込み計上いたしております。

続きまして、3 ページをお願いいたします。

歳出につきましては、前年度と比較しながらご説明申し上げます。

1 款議会費につきましては、前年度とほぼ同額の 3 1 7 万 3, 0 0 0 円を計上しております。

次に、2 款総務費でございます。1 項総務管理費につきましては 7, 4 0 3 万 9, 0 0 0 円を計上しており、7 2 万 9, 0 0 0 円の増となりました。増の主な内容は、負担率の変更による共済組合負担金の増や、施設費に計上していた職員研修費を総務費に一括計上したことによるものです。

3 款衛生費でございます。1 項 1 目クリーンセンター費は 1 3 億 2, 0 1 2 万円を計上しており、5, 5 8 1 万 1, 0 0 0 円の減でございます。減の主な内容は、下段の増減の主な理由の中の 3 款 1 項 1 目に記載しておりますが、その中でも LNG は、平成 2 4 年度は東日本大震災による世界的な LNG の需要増に伴い、トン当たり単価を 1 0 万 7, 1 0 0 円で見込まざるを得ませんでした。平成 2 5 年度は多少落ちついてきたことから、約 1 万円減の 9 万 6, 8 6 0 円で見込み、約 3, 3 0 0 万円の減となりました。また電気料につきましては、平成 2 4 年度の発電実績を勘案して買電量の減を見込み、約 1, 3 0 0 万円の減となりました。このほか、平成 2 5 年度は隔年及び

3年に一度の検査業務等が少なかったことも減の主な要因でございます。

次に、3款1項2目リレーセンター費は2億6,801万8,000円を計上しており、前年度と比較して478万9,000円の減となっております。減の主な内容は、昨年3月末に職員1名が退職したことによる人件費の減が約660万円、リレーセンター点検整備補修業務による点検箇所数の減に伴い、約360万円の減でございます。

次に、3款1項3目余熱利用施設費につきましては2,718万円を計上しており、前年度と比較して51万9,000円の増となっております。指定管理料や水道料金等は前年度とほぼ同額を計上しておりますが、経年劣化に伴う修繕を速やかにできるように、一定の額を見込み計上したものでございます。

4款公債費は総額で13億5,236万9,000円を計上しており、159万円の減となっております。内容につきましては、後ほど改めてご説明申し上げます。

予備費は前年度と同額の1,000万円を計上しております。

次に、4ページをお開きください。

4ページは、当初予算を目的別で比較したグラフでございます。衛生費と公債費がほぼ半分ずつを占めております。

5ページをお願いいたします。

(4)の表は、3款1項1目の用役費について、予算措置額と使用料見込みをそれぞれ前年度と比較した表で、(5)のグラフは用役費の推移をグラフ化したものでございます。それぞれ実績を勘案し、見積もったところでございます。

6ページをお開きください。

(6)は、3款衛生費の委託料の主なものを前年度と比較した表でございます。

7ページをご覧ください。

(7)人件費でございます。普通昇給や人事交流等に伴う増減はございますが、職員1名が退職したことにより、全体で636万5,000円の減となっております。

なお、予算書では32ページから37ページに人件費の明細を載せておりますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

次に、8ページをお願いいたします。

基金の状況でございます。組合には三つの基金がございますが、平成24年度末の基金残高の合計は約6,800万円と見込んでおります。平成25年度中の取崩しは今のところ予定していないことから、前年度末とほぼ同額



の基金残高を見込んでおります。

9 ページをご覧ください。

6 は地方債の状況でございます。組合が借入れた地方債の内訳は、(1) 借入額と一覧表のとおりでございます。

(2) は公債費償還一覧表でございます。償還方式のほとんどが元利均等償還であることから、元金が増え、利子は減少いたしますが、今後数年間は今年度の13億5,000万円と同程度で推移する予定でございます。

また、次の10ページの(3)は公債費の推移をグラフにしたもので、上が総額のグラフ、中段及び下段はその内訳で、全体の償還は平成32年度に完了する予定でございます。

最後になりますが、予算書21ページからの歳出事項別明細の説明欄の事業内容につきまして、平成24年度の当初予算措置額と比較したものを本日、議案第4号参考資料として配付させていただきました。参考にさせていただければと存じます。

以上で議案第4号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

以上です。

#### ○議長（並川和則君）

これより議案第4号に対する質疑に入ります。

質疑は、歳入と歳出を区分して行います。なお、質疑の際には、ページ数をお示しいただきたいと思っております。質疑は、歳入歳出それぞれ3回まででございますので、その点もよろしくお願ひしたいと思っております。

まず、歳入に対する質疑に入ります。馬渡議員。

#### ○2番（馬渡光春君）

それでは、17ページの雑入のほうでございます。余熱施設の水道代、それに余剰電力の販売ですか、この雑入の内訳をちょっとお知らせいただきたいと思っております。

#### ○総務課長（中村秀憲君）

雑入の内訳でございます。まず、余熱利用施設の水道料でございます。これが1,354万円程度、それから、副産物の売払収入、組合の処理施設から出てくる工業塩ですとか、スラグ、その他メタルなどの売払収入60万円、有価物の販売料金が22万4,000円、これは、ここの組合の施設にごみを持込まれる際に、段ボールなどを持ってこられます。段ボールのうち、状態がいいものをもっておいて、それを販売するというところでございます。

もう一つ、余剰電力販売料というものがございます。これが92万円、これは組合の処理施設で発生した電力の販売料金でございます。これが

92万1,000円程度でございます。

以上でございます。

○2番（馬渡光春君）

副産物、この施設を造るときに、埋立地が要らなくて、工業塩とかのいろんな副産物を売って収入に充てることができるよという施設の初めの説明でございましたけれども、その工業塩約60万円ぐらいです。これトン当たり幾らなんでしょう。スラグはどのような処理をされているんですか。お尋ねをしたいと思います。

○総務課長（中村秀憲君）

まず、工業塩でございますけれども、トン当たり10円で計算しております。

それからスラグ、処理は、道路工事の際の埋戻し用の材料としても使われておりますけれども、これはトン当たり100円で計算しております。

以上でございます。

○議長（並川和則君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

○議長（並川和則君）

次に、歳出に対する質疑に入ります。上田議員。

○9番（上田 篤君）

歳出のクリーンセンター費、先ほどありましたけれども、LNGの単価の減による用役費の減ということで説明ありましたよね。24年度と比べてかなり安くなっているわけですが、それでも、この資料の5ページを見てみますと、平成20年から25年までLNGの単価の推移が書いてありますが、25年度は24年度と比べて下がっているけれども、かなりそれ以前と比べれば高いわけですね。この平均高の見通し、これどういう資料から出されたんでしょうか。

○総務課長（中村秀憲君）

これはLNG自体の納入業者でございます九州ガスと協議をいたします。それと、あと私どものほうでも為替レートなどを参考にしながら決定しております。

以上でございます。

○9番（上田 篤君）

平成21年、22年、23年と比べたらかなり高いわけですが、やっぱり世界的にこれ需要が増えていて高くなっているんですか。

○総務課長（中村秀憲君）

先ほど申し上げたかと思いますが、東日本大震災で原子力発電所が今、ほとんど停止しているということがありまして、その代替燃料としてLNGによる火力発電の需要が高まっていると。これは世界的にそうだといいことを聞いております。

以上でございます。

○9番（上田 篤君）

もう一つ、リレーセンターなんですが、職員が1人減っているわけですね。減って事業に支障はないんですか。

○事務局長（松尾博之君）

現在、リレーセンター職員が1名と、それから、臨時職員を1名ということで、前回の議会でもご説明申し上げましたけれども、大きな支障はございません。臨時職員のほうには、うちの職員が時々応援に行ったり、繁忙期にはそういうふうな手当を十分にしながら、市民生活に影響のないように、我々も体制をとっておるところでございます。

以上です。

○議長（並川和則君）

ほかに。馬渡議員。

○2番（馬渡光春君）

今度歳出のほうですけれども、25ページですね。ちょっとすみません。副産物のことでちょっとくどいようですけれども、工業塩がトンの10円で販売されて、それと、60万円の収入があったと。それと、スラグが1tの100円ですか。これはどのくらい出て、これを処理する運搬、あるところの場所に運ぶわけですけど、これに係る経費はどのような見積りがなされておりますか。

○総務課長（中村秀憲君）

議案第4号資料、先ほど事務局長が説明を申し上げる際に使用したんですけれども、こういう冊子ですね。（「どこにある、何ページ」の声あり）これの6ページをご覧いただきたいと思います。

その表のクリーンセンター費の上から4番目の欄でございますけれども、副産物資源化管理業務というのがございます。1,656万3,000円。

以上でございます。

○議長（並川和則君）

はい、どうぞ、馬渡議員。

○2番（馬渡光春君）

私、ちょっと量と、どこにどのような形で運んでいるのか。例えば収入が幾らですか、副産物の収入は今、幾らで、これに係る経費が幾らなのか。

そして今、言われたスラグ、スラグは泥材にまぜて舗装の際に使われるということで、何か佐世保市かどこか、そういう焼却炉をまとめて造られたようでございますけれども、どこか遠くに運ばれているようなことを聞いておりますけれども、それぞれに副産物の種類によって運ぶ場所とか処理費が違ふと思います。どのようになっていますか。

○施設課長（寺田集施君）

まず、スラグについてでございますけれども、スラグの金額、これは平成23年度の決算額になりますけれども、55万4,267円、これが1t当たり100円で計算した金額になります。

スラグについては、長崎県内の主に諫早市ですね、先ほど言いましたように、路盤材とか、埋戻し材ということで使用をされております。

あとメタル、工業塩、金属水酸化物、硫黄ということで、平成23年度のそれぞれの金額につきまして、メタルが719円、それから、工業塩が8,208円、金属水酸化物8,498円、それから、硫黄が584.5円、これに消費税が加わりまして、売却総額が60万890円となっております。

以上です。

○2番（馬渡光春君）

60万890円の、これはもう処分するかどうかです。以前、ここの施設を建てるときには、そういう副産物を売って金に換えることができるよというキャッチフレーズじゃなかったかと。60万890円は収入ですけれども、経費としてやっぱり1,656万円の経費が掛かっていると。やっぱりそこだけしか処理する場所がないんですかね。毎年一緒の金額が、1,656万3,000円というところがずっと計上されておりますけれども、ほかに日本というかな、いろんな技術も進んでいますけれども、なるだけ安い経費でされるような場所はないんでしょうか。特定有機物とかなんとか、特定の品物ですから、どのようになるのかわかりませんが、何かこう企業努力なんかして、もう少し下げられるようなあれはないかなと思っておりますけど、いかがでしょう。

○総務課長（中村秀憲君）

副産物の再資源化管理業務というのはJFEに委託をしております。ご承知のとおり、今、係争中でございます、これも訴訟の対象になっております。したがって、前と変わらない数字を上げているということでございます。

○議長（並川和則君）

ほかに。山口議員。

○8番（山口喜久雄君）

すみません。説明資料の3ページ、増減の主な理由のところ、ちょっと説明あったかもしれませんが、聞き逃したかもしれませんがお伺いしますけど、クリーンセンター費ですけど、LNG単価の減による用役費の減、平均単価が下がっている理由と、三点あるんで、まず一点、そこからお伺いしたいんですけど。

○総務課長（中村秀憲君）

これは、東日本大震災の直後は急激に上昇をいたしました。その後、一定程度数字が落ちついていると。実はLNGの購入価格自体、原油価格とリンクしておりまして、原油価格が上がればLNGも上がるというふうな形態になっております。それが現在のところ一定程度落ちついていると。ただ、高止まりで落ちついているということでございます。

○8番（山口喜久雄君）

円安基調にずっとなっていていっていますので、そこら辺で上がる可能性はないのかということが一点ですね。

それと、あと買電量の減による電気料金の減、これも安くなってきているわけですけど、これもどういう理由で安くなっていくのかというのも説明をお願いします。

それともう一つ、リレーセンター費の職員人件費が2名から1名減になって、あと臨時職員の人件費の増が1名ですけど、これは減った分を臨時職員で補っている分でプラスになったのかどうか。

○総務課長（中村秀憲君）

まず、LNGでございませけれども、実は予算を作成するときに、為替レートを1ドル90円で見えています。今日現在で92.5円ぐらいですか、なっておりますので、このままいきますと若干不足をするかもしれませんけれども、その場合は補正予算を組むなり、流用で対応できれば対応していきたいと考えております。

続きまして、電気料のことですけれども、もうご承知のとおり、4月から電気料金を値上げするという報道がなされております。私ども平均しますと13.2%の増になります。売る電力、それから買う電力、その相殺ということでございませので、若干見えにくいとは思いますが、一応私どもとしては値上げを見込んだ数字を歳出としては計上しております。歳入は実績を見込んで計上しているところです。

もう一つ、臨時職員でございませね。臨時職員は、先ほどご質問の中にありましたけど、職員を減らして、その分を臨時職員の賃金として出しているということでございませ。

○8番（山口喜久雄君）

買電量の減る理由ですけど、要するに、効率がよくなって減りますよということではなくて、さっきの説明でちょっとわかりにくかったんですけど、減る理由ですね。ごみの量が減るからとか、そんな形じゃないでしょうから。

○総務課長（中村秀憲君）

すみません。実は私どもの施設にはエンジンが5基ございます、5台。従来は3台を発電用、それから、ボイラー用に2台回しておりました。そのやり方を見直しまして、発電用のエンジンを4台、それから、ボイラー用を1台と変更したことに伴い、発電料が上がったということでございます。

○議長（並川和則君）

ほかに。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○議長（並川和則君）

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。討論のある方どうぞ。

（「なし」の声あり）

○議長（並川和則君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第4号は、これを原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（並川和則君）

異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案どおり可決されました。

次に、日程第5「ガス化溶融改質方式の炉の有用性を研究する調査特別委員会調査報告について」を議題といたします。

ガス化溶融改質方式の炉の有用性を研究する調査特別委員長の報告を求めます。副委員長。

○ガス化溶融改質方式の炉の有用性を研究する調査特別副委員長（松永隆志君）

本日、委員長が欠席でございますので、代わりまして、副委員長であります松永よりご報告させていただきます。

本調査報告につきましては、1月29日に行いました全議員で構成しております委員会において、最終報告として取りまとめております。

本報告書は、委員会、研修会及び施設調査と関係施設への問い合わせ等による調査を行い、データを取りまとめたもので、今後の本組合のごみ処理施設を検討する上で基礎資料となるものと考えております。

それでは、お手元に調査報告書及びその抜粋がお手元にあるかと思います。

それでは、ガス化溶融改質方式の炉の有用性を研究する調査特別委員会の調査報告をいたします。

まず、第1番目の調査の目的でございます。

イといたしまして、ガス化溶融改質方式の有用性を研究して、経費節減を図ること。

次に、ロといたしまして、炉の納入された経過と契約の流れ、機種決定のいきさつについて。

ハといたしまして、電気、ガス、補修費などの用役費が保証額を大幅に上回る原因の究明と欠陥炉であると思われる炉の耐用年数等の調査。

この三つの目的でこの委員会はスタートいたしております。

2番目に、委員会の概要でございます。

委員定数13人、これ議員全員の参加で委員会を構成いたしております。

調査期間といたしまして、平成22年2月12日に発足いたしまして、平成25年1月29日の委員会をもって最終といたしております。

委員会といたしましては3回、内容といたしましては、そこに掲げておりますように、委員長、副委員長の選任、調査方法、そして予算、調査報告の検討等を行っております。

そして研修会といたしまして2回行っております。まず、第1回目の研修会といたしましては、ごみ処理技術の特徴と維持管理性、そしてもう1回はガス化溶融炉とは何だったのか。次のごみ処理に何を選ぶのかという課題で研修会を行っております。

次に、現地に赴きます施設調査でございます。これを1回行っております。調査先といたしましては、宇部市のごみ焼却場、そして玄海環境組合の古賀清掃工場、宗像清掃工場の2か所、都合3施設を調査いたしております。

研究、調査の内容でございます。

まず、イの課題でありますガス化溶融改質方式の有用性を研究して、経費節減を図ることということにつきましては、内容といたしましては、ごみ処理技術の特徴と維持管理性について研修会を開催し、整理を行っております。ガス化溶融炉施設の状況調査を実施し、本組合との比較も行っております。そしてガス化溶融炉方式に批判的な講師をお招きし、研修会を開催しております。その他歳出決算額を基に、経費節減の実態を調査いたしております。

調査の目的のロ、ハに掲げております炉の納入された経過と契約の流れ、機種選定のいきさつについてと、電気、ガス、補修費などの用役費が保証額を大幅に上回る原因の究明と欠陥炉であると思われる炉の耐用年数等の調査というこの二つの項目につきましては、平成23年8月22日に設置されましたごみ処理施設に関する調査特別委員会における調査項目と重複したため、

調査は行っておりません。

4番目に、研究、調査の結果でございますけれども、まず第1に、ガス化溶融炉の調査につきましては、ごみ処理技術の進展に伴い、結論ではなく、改めてガス化溶融炉方式についての特徴等の整理を行っております。これは報告書の5ページから13ページに記載しております。

次に、施設調査を行った3施設、これらにつきましては、助燃剤等に係るコストをいかに削減するかが課題となっている現状等につきまして、報告書の14ページから19ページに記載いたしております。

次に、平成17年度以降から平成23年度までの歳出決算報告を基に経費削減の実態を調査いたしました。その結果、公債費を除く人件費、事務費、施設運営経費につきましては、経費削減の努力が認められております。今後ともさらなる経費節減に努められることを求めたいと考えております。

次に、平成22年度の運転状況につきまして、本組合と同じガス化溶融改質方式で運営している徳島県でございますけれども、中央広域環境施設組合及び県内の他市施設、これは長崎市、大村市、佐世保市、これらはいずれもストーカ炉方式でございますけれども、これらについての比較を行っております。これにつきましては、報告書の38ページから41ページに記してございます。

これら詳細につきましては、報告書をご覧いただきたいと思います。

以上、報告といたします。ありがとうございます。

**○議長（並川和則君）**

ありがとうございました。

ガス化溶融改質方式の炉の有用性を研究する調査につきましては、ただいまの報告をもって終了いたします。

以上をもちまして、今期定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

今期定例会において議決された案件につきましては、その条項、字句、数字、その他整理を要するものがありました場合、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長（並川和則君）**

ご異議なしと認めます。これをもって平成25年第1回県央県南広域環境組合議会定例会を閉会いたします。議員各位のご協力によりスムーズに議事を進行することができました。一言お礼を申し上げます。どうもお疲れさまでございました。

（午前11時50分 閉会）



会議録の内容に相違ないことを証するために、ここに署名する。

議 長 並川 和則

署名議員 馬渡 光春

署名議員 西口 雪夫